重大な消防法令違反のある建物名称等を オームページに公表します

運用開始:平成30年4月1日~

(違反対象物の公表制度)

建物を安心して利用していただくために、情報公開の一環として、消防が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反を富山市のホームページで確認できる制度です。

公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店等、不特定多数の方が利用する建物や、病院・社会福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない重大な消防法令違反です。

公表の方法は

富山市のホームページへ掲載します。 また、公表は違反が是正されるまでの間継続します。

公表する内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容



富山市ホームページ

●お問い合わせ先●

予 防 課 493-4141 富山消防署 493-4141 富山北消防署 437-7141 呉羽消防署 436-5040 水橋消防署 478-0061 大沢野消防署 468-1212 大山消防署 483-1119 八尾消防署 454-2119 婦中消防署 466-2280

山市消防局